

高松市測量・コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・コンサルタント業務等」という。）に係る競争入札において最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札案件)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、工事に附帯する測量・コンサルタント業務等の委託のうち、競争入札に付するもので、その予定価格が50万円を超えるもの（以下「対象業務」という。）とする。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる業務の種類（以下「業種」という。）に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下この条において単に「予定価格」という。）に10分の8（測量業務に係る契約にあっては10分の8.2、地質調査業務に係る契約にあっては10分の8.5。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）及び第4項において同じ。）を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、当該予定価格に10分の6（地質調査業務に係る契約にあっては3分の2。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）及び第4項において同じ。）を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (4) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (5) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
- 2 前項各号の直接測量費、測量調査費、諸経費、直接人件費、特別経費、技術料等経費、直接経費、その他原価、一般管理費等、直接調査費、間接調査費及び解析等調査業務費は、それぞれ対象業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費、測量調査費、諸経費、直接人件費、特別経費、技術料等経費、直接経費、その他原価、一般管理費等、直接調査費、間接調査費及び解析等調査業務費をいう。
- 3 対象業務に複数の業種を含む場合における最低制限価格は、当該対象業務に含まれる業種それぞれについて前2項の規定により算出した額を合算した額とする。この場合において、前2項中「対象業務」とあるのは「対象業務に含まれる業種」と、「予定価格」とあるのは、「対象業務に含まれる業種の業務価格」と読み替えるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内で、最低制限価格を適宜設けることができる。この場合において、対象業務に複数の業種を含む場合の最低制限価格は、当該対象業務に含まれる業種それぞれの業務価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内の額の合計額とする。

(最低制限価格調書の作成)

第4条 最低制限価格は、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第11条第1項に規定する予定価格調書に併記するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、契約規則第6条第1項（契約規則第17条第2

項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公告及び公表並びに契約規則第16条第2項の規定による通知に、次に掲げる事項を併記するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 申込みに係る価格が最低制限価格に満たない場合は、当該入札をした者を失格とすること。
- (3) 第3条第4項の規定により最低制限価格を設けた場合は、同項の規定により最低制限価格を設定していること。

(設定の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。